

# 第182回

## 群馬県都市計画審議会

### 議事録

開催日時 平成29年12月26日(火)  
午後1時30分～午後2時00分  
場 所 群馬県庁7階 審議会室

## 第182回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成29年12月26日(火) 午後1時30分～午前2時00分
- 2 場 所 群馬県庁7階 審議会室
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、田中麻里、堀越恒弘、齋藤利志子、小林 享  
小山 洋、泊 宏(代理 永江浩一郎)、浅川京子(代理 七夕義隆)  
茂原荘一、久保田順一郎、高橋 正、本郷高明、森山享大
- 4 欠席委員 大和 勲、
- 5 事務局幹事出席者  
都市計画課 山口課長、林室長、岩崎次長、下田次長
- 6 議案  
第1号議案 前橋都市計画道路の変更(3・4・46号赤城山線ほか1路線の変更)について  
第2号議案 沼田都市計画道路の変更(3・3・1号環状線ほか7路線の変更)について
- 7 議事概要 別紙のとおり

## 第182回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝山口課長)

大変お待たせいたしました。

ただ今から、第182回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の山口と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日、御出席をお願いいたしました委員の皆様は、15名でございますが、現在14名出席されております。

従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による「定足数2分の1以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました「次第」に沿って進めさせていただきたいと思っております。

それでは、委員の異動報告を行います。

(岩崎次長)

お手元の群審報第112号をご覧ください。前回の審議会以降、2名の委員が変更となりました。関係行政機関の職員として、関東地方整備局長であった大西亘様が退任され、新たに泊宏様が就任されました。また、関東農政局長であった石田寿様が退任され、新たに浅川京子様が就任されました。以上でございます。

(山口課長)

つづいて、開会にあたりまして、丸山会長から御挨拶をお願いいたします。

(議長＝丸山会長)

本日は、第182回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、年末のお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が2件でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(山口課長)

それでは、これより「議事」に入らせていただきます。丸山会長、よろしくお願い申し上げます。

(丸山会長)

議案の説明は事務局からいたします。御了承を願います。

議事に先立ち、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願いいたします。今回については、原田委員と田中委員をお願いいたします。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

(岩崎次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

ただ今の御説明がありましたとおり、本日の議案については、公開にするという提案でございますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、傍聴を認めることとします。事務局は傍聴者を入場させてください。

(傍聴人入場)

(丸山会長)

ここで事務局から本日の傍聴者について御報告をお願いいたします。

(岩崎次長)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者はございません。報道関係者が2名でございます。

(丸山会長)

傍聴者の皆様には、先程事務局からお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守して下さい。「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場していただきます。

報道関係の方につきましては、ただいまから写真撮影を許可します。

それでは、ただいまから、議案の審議を行います。第1号議案「前橋都市計画道路の変更(3-4-46号赤城山線ほか1路線の変更)」についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

(下田次長)

都市計画課の下田と申します。これから御説明させていただきます。よろしくお願いたします。

本日御説明いたします第1号議案及び第2号議案は、どちらも都市計画道路の変更となります。

はじめに、第1号議案「前橋都市計画道路の変更（3-4-46号赤城山線ほか1路線の変更）について」、御説明いたします。お手元の議案書1ページとあわせて、添付図面の図-1又はスクリーンをご覧ください。

今回の変更路線は、都市計画道路3-4-46号赤城山線と、3-4-31号三俣下小出線の2本です。今回の変更は、赤城山線の事業化に伴う変更であり、三俣下小出線につきましては、赤城山線との交差点形状のみの変更となりますので、赤城山線を中心に御説明をさせていただきます。

赤城山線は、上毛電鉄中央前橋駅付近を起点といたしまして、国道17号、通称上武道路までをつなぐ、前橋市北部を南北に縦断する都市計画道路です。延長は約3,930m、基本幅員は15mで、このうち、今回変更する区間は、赤色で示しました1,331mになっております。

位置関係を御説明します。赤城山線と東西方向に交差する主な道路ですが、北側、図面上部から順に、紫色の線が上武道路、茶色の線が主要地方道前橋西久保線、青い線が、今回交差点形状のみ変更となる都市計画道路三俣下小出線、黒い線が前橋市道の東部環状線、図面下部の茶色の線が主要地方道前橋大間々桐生線になります。赤城山線の西側には国道17号が南北に通っています。

ご覧のとおり、赤城山線は前橋市中心市街地から上武道路までを結ぶ幹線道路で、郊外から市街地まで安全で円滑なアクセスを担うべき道路として位置付けられております。

今回の変更については、赤城山線 北代田橋北から主要地方道前橋西久保線間の事業化に向けて、交通需要及び周辺状況を勘案し、渋滞緩和と安全な交通を確保するため、右折車線の設置とともに横断構成及び名称を変更するものです。

添付図面の図-2計画図1又はスクリーンをご覧ください。

今回の都市計画道路変更の計画図面を2枚に分けてお示しいたします。まず、変更区間の南側、三俣下小出線との交差点部分の計画図をお示しいたします。図面右側が北を示しております。変更前の計画をオレンジ色、変更後を赤色で示しております。現在の都市計画では幅員が一律15mとなっておりますが、変更後の計画では一律17mとなります。幅員変更に伴い、赤城山線の名称を、3-5-46号から3-4-46号に変更しております。

変更区間の南側、図面左側の青線の部分については既に道路整備が完了しておりますので、今回変更はございません。

次に、赤城山線と三俣下小出線の交差点部についての御説明をいたします。スクリーンをご覧ください。赤城山線と三俣下小出線との交差点計画図をお示ししております。

都市計画道路3-4-31号三俣下小出線との交差点部分ですが、赤城山線の変更に伴い、三俣下小出線との交差点部の隅切り影響部を変更するものでございます。

次に添付図面の図-3計画図2又はスクリーンをご覧ください。変更区間の北側、前橋合同庁舎付近をお示しします。変更前の計画をオレンジ色、変更後を赤色で示しております。先ほど御説明したとおり、幅員を一律15mから一律17mに変更しております。変更区間の北側、前橋西久保線と交差する青線で示した部分については、既に道路整備が完了しておりますので、変更はございません。

添付図面の図-4標準横断図又はスクリーンをご覧ください。左に変更前、右に変更後

の標準横断面図を示しております。

道路種別、車道数は変更前、変更後ともに、4種1級、2車線です。変更前は一般部、交差点部ともに幅員を一律15mと計画しておりましたが、変更後は一律17mとなっております。地元住民との協議結果も反映いたしまして、歩道を一律3.5mにいたしました。これにともない、交差点部の幅員が15mから17mに変更となっております。

また、交通需要及び交差点が連続する等の周辺地域の状況を勘案しまして、一般部も道路の中心部に1.5m幅のゼブラ帯を設け、交差点と同じ幅員17mに変更しております。

添付図面の図-05参考資料又はスクリーンをご覧ください。都市計画の策定経緯をお示ししております。

変更原案につきまして、公述人の公募を行い、公聴会を平成29年8月24日に開催予定としておりましたが、公述の申出がなく、中止となっております。都市計画法17条1項に基づく変更案の縦覧を平成29年10月11日から25日まで行いましたが、意見書の提出はございませんでした。また、前橋市長から、変更案に対して異存ない旨の回答が、11月28日付けでありました。

以上で第1号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました第1号議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(丸山会長)

特に質問もないようですので、御意見を伺いたいと思います。本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定をいたします。

続きまして、第2号議案「沼田都市計画道路の変更(3-3-1号環状線ほか7路線の変更)」について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

(都市計画課・下田次長)

それでは、引き続きまして、第2号議案「沼田都市計画道路の変更3-3-1号環状線ほか7路線の変更について」御説明いたします。

お手元の議案書3ページとあわせて、添付図面の図-06の総括図又はスクリーンをご覧ください。

図は沼田市の中心市街地を中心とした都市計画図で上が北になります。図の中心付近にある赤色の二重丸が沼田市役所で、その東、図では右端になりますが、関越自動車道沼田インターチェンジがあります。沼田市役所やその周辺の中心市街地は、台地の上にあります。その台地を下った西方向、図面では左側方向になりますが、JR上越線が走り、沼

田駅があります。そのさらに西に国道291号、国道17号が位置しており、さらに西を利根川が流れております。

最初に本議案についてですが、平成28年度に沼田市がとりまとめました「都市計画道路の見直し案」の中で、廃止すべきとされた4路線6区間のうち、県決定分である1路線2区間の廃止とこれに伴う2路線2箇所の交差形状の変更を行います。また、加えまして、沼田都市計画道路におきましては、平成10年の都市計画法施行令施行規則の改正に基づく車線数を定めておりませんでしたので、今回の変更併せて、車線数を決定するものです。

従いまして、本審議会にて御審議いただく対象路線は、沼田都市計画道路のうち、県決定分の8路線となり、路線名などを赤色の実線枠で囲んでお示ししております。この囲いの中、変更前をオレンジ色で、変更後を赤色で示しております。

この総括図の中で、実線で示している路線が県決定路線で、破線で示している路線が市が決定いたしました路線となります。道路線形が赤色で着色された区間は線形を変更する区間、オレンジ色に着色された区間は廃止をする区間、そして青色に着色された区間は、道路の構造変更を行わない区間となります。ただし、繰り返しになりますが、全路線で車線数を都市計画に追加決定するため、県決定分の8路線が全て審議対象ということになります。

なお、黒色の破線枠で囲んだ3路線は、沼田市決定の路線で、その概要を示しています。この3路線につきましては、既に平成29年11月13日に開催されました沼田市都市計画審議会において、変更案通り答申となっております。

本審議会にて御審議いただく路線につきましては、具体の路線名でお示しいたしますと、車線数のみを決定する路線は、3-3-2号沼田バイパス線、3-4-3号薄根線、3-5-1号沼田中央線、3-6-1号沼田日光線、3-6-2号材木町柳町線の5路線です。

また、変更区間のある路線は、3-3-1号環状線と3-4-1号国道17号線の2路線です。なお、3-4-1号国道17号線につきましては、国道291号線に名称変更もあわせて行います。さらに、廃止区間のある路線は、3-4-2号沼田停車場線の1路線となります。

次に添付図面の図-07の参考資料又はスクリーンをご覧ください。これからお示しします計画図の分割図になります。変更及び廃止のある区間につきましては、以降計画図3つに分けて御説明いたします。

添付図面の図-08又はスクリーンをご覧ください。この図は3-3-1号環状線の変更部分の拡大になります。この道路は沼田市の中心市街地を囲むように決定されている延長約7,680m、基本幅員22mの都市計画道路です。変更部分は、沼田市決定の都市計画道路3-5-3号沼田真庭線と交差する部分です。今回この沼田真庭線が廃止されることに伴いまして、環状線の影響部であります225mについて、付加車線等の廃止により幅員を25mから22mに縮小するものです。

続きまして、添付図面の図-09又はスクリーンをご覧ください。この図は3-4-2号沼田停車場線の変更部分になります。

この道路は、利根実業高校の西で3-3-1号環状線と交差する部分を起点といたしまして、3-5-1号沼田中央線を経由して、3-5-3号沼田真庭線との交差部までの延

長約2,230m、基本幅員16mの都市計画道路です。社会情勢などの変化により、交通需要推計が減少することから、都市計画道路の一部を廃止するものです。起点を3-5-2号駅前通り線との交差点「清水町」交差点北側に變更いたしましたして、現在の起点からの間を廃止いたします。

また、3-6-1号沼田日光線との交差点「榛名町」交差点から3-5-3号沼田真庭線との交差点を廃止いたしましたして、終点部を沼田日光線との交差点に變更するものです。これにより、延長が2,230mから830mに變更となります。

添付図面の図-10又はスクリーンをご覧ください。図の左に利根川があり、その東に3-3-2号沼田バイパス線、国道17号があります。さらに東に国道291号が位置しており、そのうち、東西に横切る沼田市決定の3-4-4号恩田井土上線との交差点までの区間が、現在、延長約3,190m、基本幅員16mの3-4-1号国道17号線として都市計画決定されております。

このなかで、變更する部分は終点部になります。図上の左にあります變更箇所、拡大図をご覧ください。交差する沼田市決定の3-4-4号恩田井土上線の終点が交差点の西側に變更され、交差点から東側について廃止になるのに伴いまして、3-4-1号国道17号線の延長を10m北に伸ばし、交差点部を含め、北側の計画線を東側の現道に合わせるとともに、隅切りを取り除きます。これにより、延長が3,190mから3,200mに變更になります。あわせてこの路線はもともと国道17号でしたが、現在は国道291号に變更となっていることから、今回の變更に併せて名称を、国道291号線に變更いたします。

添付図面の図-11の参考資料又はスクリーンをご覧ください。こちらは3-3-1号環状線と3-3-2号沼田バイパス線の標準横断図です。2路線とも4車線で決定します。

添付図面の図-12の参考資料をご覧ください。こちらは3-4-1号国道291号線と3-4-2号沼田停車場線、3-4-3号薄根線の標準横断図です。3路線とも2車線で決定します。

添付図面の図-13の参考資料又はスクリーンをご覧ください。これからは、車線数の變更について御説明させていただきます。こちらは3-5-1号沼田中央線と3-6-1号沼田日光線、3-6-2号材木町柳町線の標準横断図です。3路線とも2車線で決定します。

添付図面の図-14の参考資料又はスクリーンをご覧ください。ただ今ご説明いたしました、沼田都市計画道路3-3-1号環状線ほか7路線の變更原案につきまして、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。その後、都市計画法第17条1項に基づく變更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

また、地元沼田市長からは11月16日付けで、變更案に対して異存ない旨回答がありました。

以上で第2号議案の説明を終わりにいたします。よろしく御審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

本案については、少し細かくて分かりづらい部分もあるかと思いますが、何か御意見、



御質問があればお願いします。

(丸山会長)

大雑把に言うと、従前の都市計画道路を止めるということと、止めることに伴って従前の計画との誤差を変更等するということと、あとは、計画の中に2車線とか4車線という車線を入れるということです。

特によろしゅうございますか。

(「特になし」の声)

(丸山会長)

それでは本案について御意見を伺いたいと思います。本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定をさせていただきます。

以上で、本日の審議は終了いたしました。

報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。

静粛な傍聴に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴人退場)

(丸山会長)

では最後に「三 その他」ですが、事務局から、何かありますか。

(山口課長)

次回、第183回の審議会の開催についてでございますが、通例によりますと平成30年第1回定例県議会後、3月頃の開催を予定しております。

具体的には、会長に御相談して期日を決定させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

そういうことですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

それでは、近くになりましたら、また御連絡したいと思います。

委員の皆様には、熱心な御審議をいただきまして、ありがとうございました。  
これもちまして閉会といたします。

(閉会：14:00)

(議事録署名人)

-----

-----

-----